

保証期間変更（15年以内→20年以内）制度一覧

NO.	制度名	保証対象	保証限度額（万円）
1	普通保証	-	28,000 組合48,000
2	経営安定関連保証	取引先の倒産，取引先の事業活動の制限，災害その他の突発的に生じた事由，経済事情の変動，取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者	28,000 経安6号38,000 組合48,000
3	エネルギー対策保証	経済産業省令に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は，石油代替エネルギーを使用する施設の設置をしようとする中小企業者	20,000 組合40,000
4	海外投資関係保証	経済産業省令で定める海外直接投資をしようとする中小企業者	20,000 組合40,000
5	公害防止資金保証	経済産業局長又は県知事の認定を受けた公害防止施設を設置しようとする中小企業者	5,000 組合10,000
6	新事業開拓保証	経済産業省令で定める新たな事業の開拓をしようとする中小企業者	20,000 組合40,000
7	労働力確保関連保証	雇用管理の改善計画について県知事の認定を受けた中小企業者，組合等及びその構成員たる中小企業者であって，その改善計画に従って改善事業を実施するもの	28,000 組合48,000
8	中小小売商業関連保証	商店街設備，店舗集団化，共同店舗等整備，電子計算機利用経営管理及び連鎖化を行う中小企業者であって，経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施する中小企業者	28,000 組合48,000
9	商店街整備等支援関連保証	中小小売商業者の経営の近代化を支援する公益法人であって，経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの	公益法人28,000
10	伝統的工芸品支援関連保証	伝統的工芸品産業の振興を支援する公益法人であって，経済産業大臣の認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	公益法人28,000
11	地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって，観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるもののうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	28,000 組合48,000
12	小規模事業者支援関連保証	小規模事業者の経営の改善発達を支援する公益法人であって，経済産業大臣の認定を受けた基盤施設計画又は連携計画に従って基盤施設事業又は連携事業を実施するもの	公益法人28,000

保証期間変更（15年以内→20年以内）制度一覧

NO.	制度名	保証対象	保証限度額（万円）
13	中心市街地商業等活性化関連保証	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者及び都市型新事業の用に供する施設を整備する事業（特定会社又は公益法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）を実施する中小企業者、特定会社又は公益法人	28,000 組合48,000
14	中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社及び公益法人であって、認定を受けた特定事業計画又は中小小売商業高度化事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業（当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く）を実施するもの	56,000
15	特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けたものであって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	認定支援機関28,000
16	流通業務総合効率化関連保証	認定を受けた総合効率化計画に記載された特定流通業務施設を中核として、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業を行う中小企業者	28,000 組合48,000
17	特定研究開発等関連保証	認定を受けた特定研究開発等計画に従って、特定ものづくり基盤技術の高度化を図る中小企業者	28,000 組合48,000 新事業開拓保険30,000 組合60,000
18	地域産業集積関連保証	承認を受けた企業立地計画に従って、同意集積区域において企業立地を行う中小企業者又は承認を受けた事業高度化計画に従って、同意集積区域において事業高度化を行う中小企業者	28,000 組合48,000
19	農商工等連携支援関連保証	公益法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携支援事業を行うもの	公益法人・特定非営利活動法人 28,000
20	経営革新等支援関連保証	認定経営革新等支援機関として主務大臣の認定を請けた公益法人又は特定非営利活動法人であって、経営革新等支援業務を実施するもの	公益法人・特定非営利活動法人 28,000
21	情報提供支援関連保証	経済産業大臣から認定を受けた認定情報提供機関のうち、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有している一般社団法人、あるいは設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者によって拠出された一般社団法人	一般社団法人28000
22	特定下請連携事業関連保証	特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う特定下請中小企業者	28,000 新事業開拓保険40,000 組合60,000
23	連携創業支援関連保証	認定連携創業支援事業を実施するNPO法人又は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有している一般社団法人若しくは、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出された一般財団法人	一般財団法人・一般社団法人 特定非営利活動法人28,000
24	地域産業資源活用支援関連保証	認定地域産業資源活用支援事業を実施するNPO法人又は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有している一般社団法人若しくは、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出された一般財団法人	一般財団法人・一般社団法人 特定非営利活動法人28,000